

契約書（案）

1. 契約件名 テレワーク環境整備及び運用支援契約
2. 品名及び数量 仕様書のとおり
3. 契約金額 総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
4. 国庫債務負担行為の年割額
 - 令和2年度 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
 - 令和3年度 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
 - 令和4年度 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
5. 契約期間 契約日～令和5年3月31日
（運用支援期間は令和3年2月1日から令和5年3月31日まで）
6. 履行場所 仕様書のとおり
7. 契約保証金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 加藤 進を発注者とし、**【契約者名】**を受注者として、次の条項により契約を締結する。

- 第 1 条 契約内容の履行については別添仕様書のとおりとし、本契約によるものとする。
- 第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。
- 第 3 条 受注者は、請負業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、第三者への委託が請負業務の一部であり、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
 - 2 受注者が請負業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。
- 第 4 条 契約内容は、発注者と受注者協議の上、変更することができる。
 - 2 本契約締結後、予期することのできない事由の発生により、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議の上、変更することができる。
- 第 5 条 受注者は、天変地異その他受注者の責に帰さない事由により所定の期限内に契約内容の実行をなすことができないときは、発注者に対しその事由を明らかにした書面を提出して延期を求めることができる。
 - 2 発注者は、やむを得ないと認めたときは、前項の延期を承認することができる。

第 6 条 受注者は、受注者の責に帰する事由により所定の期限内に契約内容を実行しないときは、発注者は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対し、年 3.0%の割合をもって、延滞料を徴収する。

第 7 条 契約内容の実行に要する一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

第 8 条 発注者は、種類、品質又は数量に関して、契約内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という）、発注者の指定した方法による追完請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約不適合に関し履行の追完を請求する場合、その契約不適合を知った時から 1 年以内に受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が納品時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

第 9 条 発注者及び受注者は、本契約に違反した場合、これによって相手方に生じた損害の賠償をしなければならない。ただし、その違反が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして損害を与えた当事者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

- 2 前項のただし書きにかかわらず、発注者に生じた損害が、契約不適合によるものである場合には、受注者は自らの責めに帰すべき事由によるものでないときも、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第 10 条 発注者は、受注者が契約内容の実行をなした日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

第 11 条 発注者の責に帰する事由により、前項の期間内に検査を行わないときは、その経過日数を第 13 条の支払期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、又、検査の遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとし、発注者は受注者に対し、その超える日数に検査が遅延した契約内容に相当する金額を乗じた額に対し、年 2.6%の割合をもって遅延利息を支払わなければならない。

第 12 条 受注者は、契約内容を完了し、第 10 条の規定により発注者の検査に合格したあと、発注者へ代金の請求をするものとする。なお、消費税及び地方消費税額の端数処理については円未満切り捨てとする。

第 13 条 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

第 14 条 発注者または受注者は、15 日前までに予告して本契約を解除することがある。ただし、本契約解除によって損害を生じたときは、確証のあるもの限り

実費を標準として、その損害を補償するものとし、その金額については、発注者と受注者協議の上、これを決定するものとする。

第15条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- 一 所定の期限内に契約内容を実行する見込みがないことが明らかになったとき。
- 二 この契約の履行に関して、受注者またはその代理人（下請け人は代理人とみなす。）若しくは、使用人等に不正の行為があったとき。
- 三 第2条、第16条又は第18条の規定に違反したとき。
- 四 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
- 五 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、もしくは居所が不明となったとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項第1号から第4号及び第6号までの場合において、受注者は、違約金として契約金額から、実行済みの分を差し引いた額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

第16条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する

期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第17条 受注者は、この契約の履行により知り得た、発注者の業務上の秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。

第18条 受注者は、本契約による業務に係る個人情報（「個人情報保護に関する法律」第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）について、秘密として保持し、目的外の利用や不要な複製を禁じるとともに、漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）をしてはならない。本契約の終了後においても同様とする。

- 2 受注者は、業務に係る個人情報の漏えい等をすることがないよう必要な措置を講ずるものとし、受注業務に係る個人情報の漏えい等に関して責任を負うものとする。
- 3 受注者は個人情報の管理に係る責任者及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について発注者に書面で提出するものとする。

- 4 受注者が個人情報の漏えい等をした場合又はそのおそれがある場合には、受注者は直ちに発注者に報告しなければならない。この場合、受注者は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告するものとする。
- 5 受注者は本契約の終了後、当該業務に係る個人情報を消去するものとする。
- 6 発注者は個人情報の管理に必要な措置の履行状況を確認するため、受注者に個人情報の管理のために講じる措置を記載した資料その他の必要な資料の提出を求めることが出来るものとする。
- 7 受注者は第3条ただし書きにより受注業務の一部を再委託する場合は、再委託先に前6項に定める事項と同等の義務を負わせるものとする。

第19条 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙様式）を提出し、担当部課の同意を得ること。

また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部課の同意を得ること。

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- (3) 担当部課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- 2 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部課が同意した場合はこの限りではない。
- 3 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当部課の指示に従うこと。
- 4 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

第20条 この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第21条 本契約書に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき、または各条項に定めない事項については、発注者と受注者協議の上、円満に解決を図るものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 加藤 進

受注者